

2025年の超高齢社会に向けて特定看護師を育成

「特定行為研修」10月1日(火)より開講

9月30日(月)開講式 社会福祉法人 聖隸福祉事業団 法人本部 第1・2会議室 (本部ビル2階)

社会福祉法人 聖隸福祉事業団 (法人本部: 静岡県浜松市 / 理事長: 山本敏博 / 以下、聖隸) は、特定看護師を育成する「特定行為研修」の指定を2019年8月22日付けで厚生労働省より受け、10月1日(火)より開講します。

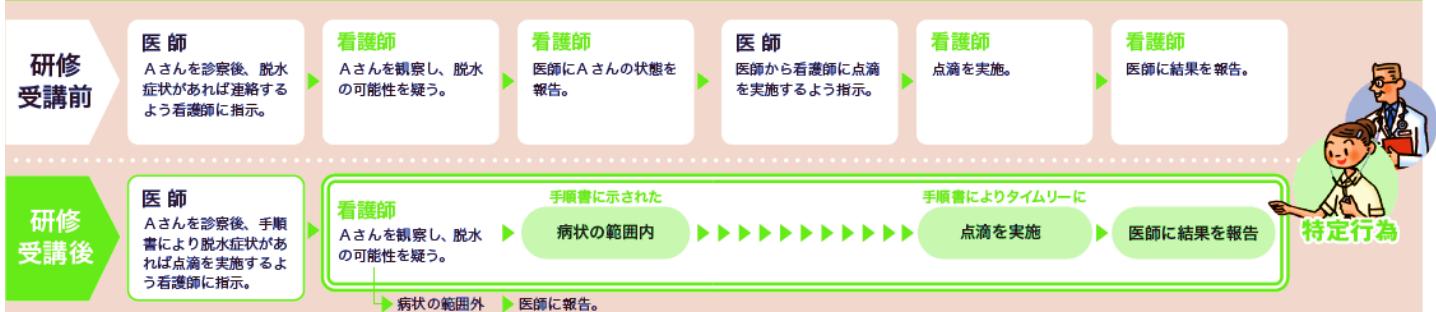
また開講に先立ち、2019年9月30日(月) 13:30~14:00 法人本部にて開講式を行います。

特定行為とは、診療の補助であり、看護師が手順書(*)により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為のことです。研修を受ける前は、患者の病状や変化を医師に都度報告し判断や指示を仰いでいたものが、特定行為研修を修了した特定看護師は、手順書に示された病状の範囲内であれば医師の判断を待たずに診療補助を行うことができます。つまり、看護師自身の判断で、タイムリーに対処できることが多くなるということです。

これにより、看護サービスの質の向上のみならず、看護師が行える医療行為が増えることで医師の負担減にもつながり、2025年の超高齢社会を迎える日本の医療を支える者として、そしてニーズが高まる在宅医療で活躍できる看護師としても期待されています。

* 手順書 … 医師または歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書であって、「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が定められているもの。

▶研修を受けるとこのように変わります 特定行為の実施の流れ (脱水を繰り返すAさんの例)



聖隸では、

厚労省リーフレットより抜粋

- ①地域・チーム医療を推進できる特定行為が可能な看護師の育成
- ②様々な領域で特定行為を実践することにより、看護師の質の向上に寄与
- ③既存の認定看護師の「特定認定看護師」への受講環境の整備

を目的とし、当事業団が目指す、医療・保健・福祉・介護の総合的なサービスによる地域のセーフティネットをより強固にするために、法人内外の看護師を育成し、急性期から慢性期、在宅療養までを支える体制づくりに寄与したいと考えています。

<研修内容>

http://www.seirei.or.jp/hq/career/career02/11_5c09f5b69b1b0_5cf49ac0aec09_5cf4a35949b8c/index.html

- ・開講する特定行為 栄養及び水分管理に係わる薬剤投与関連
- ・研修期間 ■共通科目 333時間 ■区分別科目 36時間および5症例×2
 - 1) 2019年10月1日(火)～約6ヶ月間 共通科目(eラーニング、スクーリング)
 - 2) 2020年5月～ 区分別科目
- ・協力施設 聖隸浜松病院、浜松市リハビリテーション病院、聖隸横浜病院
 - * その他の施設も今後追加予定

<本資料に関する報道関係者様からのお問合せ先>

【聖隸福祉事業団】 広報事務局（フロンティアインターナショナル内） 担当：林、藤野、森、千葉
TEL: 03-5778-4844 / FAX: 03-5778-4747 / mail: frontier-pr@frontier-i.co.jp